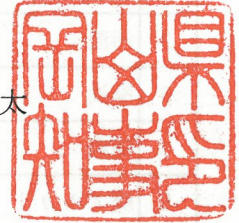


新開大建設株式会社

令和4年3月1日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和4年3月28日

岡山県知事 伊原木 隆太



記

- 1 許可番号 第03300226468号
- 2 許可の年月日 令和4年3月28日
- 3 許可の有効年月日 令和9年3月27日
- 4 事業の範囲
(1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 8種類
- 5 許可の条件
なし

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。この場合は、岡山県を被告として（訴訟において岡山県を代表する者は岡山県知事）、提起することとなります。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
			積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—	—	
2	汚泥	—	—	
3	廃油	—	—	
4	廃酸	—	—	
5	廃アルカリ	—	—	
6	廃プラスチック類	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
7	紙くず	○	—	
8	木くず	○	—	
9	繊維くず	○	—	
10	動植物性残さ	—	—	
11	動物系固形不要物	—	—	
12	ゴムくず	○	—	
13	金属くず	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
14	ガラスくず等	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
15	鋳さい	—	—	
16	がれき類	○	—	
17	動物のふん尿	—	—	
18	動物の死体	—	—	
19	ばいじん	—	—	
20	産業廃棄物処理物	—	—	
21	輸入廃棄物	—	—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。